

指名停止措置についての公表

●指名停止を受けた業者

番号	商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
1	木本工業株式会社	代表取締役 木本 善章	高知市鷹匠町一丁目2番51号
2	株式会社ジオテク	代表取締役 武智 俊雄	高知市南御座2番22号
3	興和技建株式会社	代表取締役 久保田 一水	高知市小津町7番1号
4	株式会社種田工務	代表取締役 酒井 晋	高知市農人町2番3号
5	長崎テクノ株式会社	代表取締役 長崎 正和	高知市若松町1705番地
6	構営技術コンサルタント株式会社	代表取締役 水野 隆之	高知市本宮町105番地23
7	株式会社第一コンサルタンツ	代表取締役 右城 猛	高知市介良甲828番地1
8	有限会社草苺地工	代表取締役 梶屋 慶男	高知県吾川郡仁淀川町長者丙1932番地1
9	株式会社高建総合コンサルタント	代表取締役 田中 朱美	高知県四万十市駅前町2番3号
10	株式会社地研	代表取締役 中根 久幸	高知市円行寺25番地
11	株式会社四国トライ	代表取締役 松尾 俊明	高知市南川添17番21号
12	有限会社ムクタ工業	代表取締役 椋田 新也	高知県長岡郡大豊町津家24番地12
13	株式会社相愛	代表取締役 永野 敬典	高知市重倉266番2号

●指名停止措置の内容

指名停止期間	番号1から9の 対象業者	令和5年10月6日から令和6年8月5日まで（10月）
	番号10から13の 対象業者	令和5年10月6日から令和6年3月5日まで（5月）
指名停止の理由	<p>高知県が発注する地質調査業務について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号）第3条の規定に違反するとして、令和5年9月28日、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は違反者として認定を受けたため。</p> <p>【香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱】</p> <p>第2条に規定の別表第2の第5号「県内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事の請負の契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当。</p> <p>【香南市物品購入及び業務委託等の契約に関する指名停止措置要綱】</p> <p>第2条に規定の別表第2の第5号「県内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反し、物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。」に該当。</p>	